

開催年月日 平成31年1月8日(火)
 質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員
 答弁者 保健福祉部長 佐藤 敏
 国保担当局長 澁谷 文代
 国保医療課長 古郡 修

質問内容	答弁内容
<p>一 国民健康保険について</p> <p>(一) 来年度仮算定結果について 昨年12月に開催された第2回国保運営協議会において、来年度納付金の仮算定結果が示されたと承知しています。この算定結果で、全市町村が納める収納必要額の総額は今年度と来年度でどう変化するのか、まず伺います。同じく、1人当たりの収納必要額の増減と併せてお答えください。</p> <p>(二) 収納必要額総額増加の要因について 現時点での仮算定結果では、保険料収納必要額総額で20億円の増加、1人当たりで6,622円増加になるとの答弁でした。来年度の国保事業費納付金等の仮算定結果では、被保険者数が4.35%、5万1,330人の減少、保険給付費も0.12%、5億円の減少となるとのことですが、それなのに市町村が道に納める収納必要額が増加しているのはなぜでしょうか。</p> <p>(三) 負担抑制に向けた道の取組について 後期高齢者医療制度の支援金と介護保険の納付金にかかる見込額が増加しているから保険料収納必要額に影響しているとの答弁ですが、都道府県単位化以前から保険料の増加が懸念され、激変緩和措置も導入されています。今回の状況を受けて、保険料負担をこれ以上増やさないためのさらなる手立てが重要と考えます。最終的には本算定で金額が確定されますが、現状では来年度、1人当たり6.3%もの負担増となる大変重大な中身です。現状においても協会けんぽと比較して高額な保険料に苦しんでいる被保険者が少なくない中で、これ以上の負担増はまさに国保制度そのものを揺るがす重大問題です。負担の抑制に向けて、道はどう取り組むのでしょうか。</p> <p>(四) 保険料抑制の必要性について 財政安定化基金の活用などを検討するという答弁ですが、激変緩和財源として国から措置された財源は当初から予定されていたものです。今回の仮算定結果を受けて新たに検討されたものではありません。つまり、今回の仮算定結果を受けた対策は現時点で何もないということになってしまいます。運営協議会の資料によりますと、今後、特例基金の繰入や介護納付金概算額の減額等によって6.3%から</p>	<p>【国保医療課長】 平成31年度の納付金についてであります。道では、昨年10月に国から示された仮の係数に基づき、保険料収納必要額を来年度の予算編成の参考として市町村に示したところであります。この仮の係数に基づき算定をしました保険料収納必要額は、平成30年度が1,236億円、平成31年度が1,256億円でその差は20億円となり、これを被保険者の数で割りますと、1人当たりの保険料収納必要額は、平成30年度が104,821円、平成31年度が111,443円となったところであります。</p> <p>【国保医療課長】 保険料収納必要額の仮の算定額についてであります。国保の保険料は医療費の支払いに充てるもののほか、国保の加入者分として後期高齢者医療制度に納める支援金と40歳以上の加入者にかかる介護保険料を合算したものとなっております。平成31年度の収納必要額の仮算定では、このうち、後期高齢者医療制度の支援金と介護保険の納付金にかかる見込額が増加をしております。それらが保険料収納必要額に影響していると考えているところであります。</p> <p>【国保医療課長】 来年度の保険料収納必要額についてであります。今回の算定結果は、昨年10月に国から示された仮の係数に基づき来年度の予算編成事務の参考として各市町村に示したものであります。現在、昨年末に国から示された確定の係数に基づき、納付金の算定作業を行っているところであります。その結果を踏まえ、激変緩和財源として国から措置された財政安定化基金の活用などを検討してまいります。</p> <p>【国保担当局長】 保険料についてでございますが、国保は、その構造上、高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低くなっており、今後も医療費の増加が見込まれますことから、国の財政支援の拡充が重要と考えているところでございます。道といたしましては、知事会と連携し、国庫負担の増額を求めますとともに、市町村とともに、医療費の適正化や収納率向上などに取り組み、将来にわたって持続可能な国保制度の確</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>1. 5%程度の圧縮が見込まれるとされています。 特例基金は、6年間の激変緩和措置に活用される財源と承知していますが、今回の道の対応策は、当初から予算計上されていた激変緩和措置のための財源を活用しただけであって、仮算定を受けて保険料をどう引き下げるのかという視点には立っていません。1. 5%程度の圧縮を行うとしても、前年度比で4. 8%増額となります。国保加入者の低所得化が進む中で保険料の上昇が続くことは、保険料を払いたくても払えない、滞納がさらに増えることが懸念されます。道はこの状況をどう捉え、保険料抑制の必要性をどう考えるのか、伺います。</p> <p>（五）国の財政支援について 国の財政支援の拡充が重要なのは当然ですが、道民を守る立場で、道として独自の、あるいは市町村を応援する手立てが重要ではありませんか。道として国に強く求めるとともに、道独自の支援に取り組むべきと申し上げます。昨年12月の予算特別委員会で私どもの会派の真下議員の質問に対し、道は国の国費投入について、毎年3, 400億円の国費投入を最低条件とし、知事会をはじめとした地方三団体と国との協議の場で確約されたと答弁しています。しかし、激変緩和措置は6年で終了し、今後公費の在り方について見直しが行われる可能性もあります。元々1兆円の国費投入を知事会が求めていたことから、現状の国費では到底足りないということは明らかです。国保加入者の低所得者層が増加している現状で、制度変更による保険料増加は行わないという姿勢を保険者である道自身が堅持して国に財政支援を求める必要があると考えますが、いかがか伺います。</p> <p>【指摘】 国は持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有していることはそのとおりだと思います。ですが、道も保険者として責任があるはずですし、全国と比較しても道民生活が厳しいという実態もあります。国の言いなりに制度運営をするのみではなく、高すぎる保険料に苦しむ道民の負担軽減に道は取り組むべきです。国の言うがまま、保険料の増加に歯止めがかからなければ、制度自体が崩壊してしまいます。国に財政支援を求めることはもちろん、道自身が保険者の責務として保険料の増加をさせないために独自の手立てをとることを求めまして質問を終わります。</p>	<p>立に努めてまいる考えでございます。</p> <p>【保健福祉部長】 国の財政支援についてであります。国保は、先ほど局長が答弁いたしましたとおり、加入者の年齢構成上、高齢者の割合が高い、あるいは所得水準が低いという構造的な課題を抱えておりますことに加えまして、本道は、加入世帯の所得水準が全国平均を下回っている一方で、医療費水準は全国平均を上回っているといった実情でございます。高齢化の進展等に伴い今後の医療費の伸びが見込まれる中、国はこの度の制度改正をはじめとして、持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有しているところでございます。また、この制度の安定的な運営はこうした状況の中で極めて重要な課題でございますことから、道といたしましては、知事会を通じまして、国に対し、更なる財政基盤の強化について強く要望してまいる考えでございます。</p>